

## 4. 緊急改善事業の事後評価

緊急改善事業について、以下に示す項目の事後評価を行うものとする。

- 対象事業の進捗
- 目標の達成状況
- 対象事業の整備効果の発現状況等
- 事業の効率化に関する取り組み状況
- 今後の方針

